



## ☆ あなたもスマイルサポーター



宮城県では、県が管理する道路や河川等において、ボランティアで清掃等の美化活動を行う個人、企業、団体等を「スマイルサポーター」に認定するアドプト・プログラムを推進しています。地域の皆様のより一層の御参加をお待ちしております。

### ○アドプト・プログラムとは

「アドプト (Adopt)」とは英語で「養子縁組する」という意味です。ボランティア活動に意欲を持つ地域住民や企業等が、自治体とお互いの役割について協議し、「里親」として、道路や河川等の一定区間について「養子縁組」し、我が子のように愛情を持って継続的に面倒を見るもの（清掃等の美化活動を行うこと）であり、1985年にアメリカで生まれました。

宮城県のアドプト・プログラムとしては道路のスマイルロード・プログラムが平成13年、河川のスマイルリバー・プログラムや都市公園のふれあいパーク・プログラムが平成15年、また、海岸のスマイルビーチ・プログラムが平成20年から始まっています。

### ○スマイルサポーターの仕組み

県が管理する道路、河川等において、ボランティア活動に意欲を持つ地域住民等が定期的に清掃や緑化等の美化活動を行うものであり、活動前にスマイルサポーターと市町村、宮城県の三者でお互いの役割分担を盛り込んだ覚書を交わしています。

### ○県の役割

県は、万が一の場合に備え、ボランティア保険に加入します。また、希望に応じてスマイルサポーターになっていただいた方々の名称等を記した表示板を設置します。さらに、ホームページなどでその活動をPRするとともに、道路や河川等での利用者のマナー向上を図ります。

### ○市町村の役割

サポーターの種別や地元市町村によって現実の対応は異なりますが、回収ゴミの受け入れ等をお願いしています。また、情報提供等、県と連携しサポーターの活動を支援します。

—— スマイルサポーターに関するお問い合わせ・申し込み先 ——

宮城県仙台土木事務所 総務部

行政第一班 TEL 022-297-4117 FAX 022-299-0408 sddbks@pref.miyagi.lg.jp  
(道路：スマイルロード・サポーター、都市公園：ふれあいサポーター担当)

行政第二班 TEL 022-297-4118 FAX 022-299-0408 sddbks2@pref.miyagi.lg.jp  
(河川：スマイルリバー・サポーター、海岸：スマイルビーチ・サポーター担当)

## ☆ スマイルサポーターに関するQ&A

Q1	◆個人でもサポーターになれますか？
A1	◎道路や都市公園の場合は、個人でも可能です。河川や海岸の場合は5人以上の団体（NPO、町内会、商工会等）または企業に限られます。
Q2	◆活動区間や活動回数には決まりがありますか？
A2	◎対象区間については、例えば、道路の場合、個人は概ね100m、団体は概ね500m程度を目安にし、河川の場合は、100m以上の活動をお願いしています。また、活動回数については、道路の場合、概ね年4回以上を目安とし、河川の場合は、年2回以上の活動をお願いしています。
Q3	◆認定を受けるとどのようなメリットがありますか？
A3	◎県が設置する表示板及び活動状況の土木事務所ホームページ掲載に伴うPR等により、社会貢献をアピールすることができます。また、何よりも「やりがい」が生まれ、ボランティア活動に対する自らの参加意欲を高めることができるとともに、地域コミュニティの形成・活性化等も期待されます。さらに、県の建設工事に係る競争入札の参加登録及び宮城県建設工事に係る総合評価落札方式において、入札参加登録資格審査時の評価が高まります。
Q4	◆申込みにはどのような書類が必要になりますか？
A4	◎スマイルサポーター認定申込書、実施予定表、構成員名簿、団体の規約等を提出していただきます。
Q5	◆認定までのフローはどのようになりますか？
A5	◎認定申込後、県と市町村とで協力体制等について、書面で協議を行います。その後、サポーターと県及び地元市町村の三者で覚書を交わし、サポーター認定証を交付させていただきます。
Q6	◆認定までにどの位の期間がかかりますか？
A6	◎サポーターの種別等によっても多少違ってきますが、通常、申込みから認定まで少なくとも2ヶ月は見ていただければと考えます。このことを受けて、申込みの際に必要な実施予定表を作成いただくこととなります。
Q7	◆認定後、活動継続にあたり何か手続きは必要になりますか？
A7	◎覚書上、認定期間は年度末までの最大1年間となっておりますが、翌年度以降も継続いただける場合、当該年度の実績報告書と併せて、継続実施予定表（構成員名簿を含む）を提出いただきます。
Q8	◆サポーターとして活動できなくなった場合、何か手続きはありますか？
A8	◎何らかの事情で活動ができなくなった場合、例えば、年度末で活動をやめる際は、翌年度当初までに提出いただく当該年度の実績報告書と併せて、覚書解除届を提出していただく等の申し出が必要となります。

※御質問があれば、お気軽に宮城県仙台土木事務所にお問い合わせください。